

議案第 1 1 6 号

三次市空家等対策の推進に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市空家等対策の推進に関する条例（案）

三次市空家等対策の推進に関する条例（平成 2 7 年三次市条例第 1 6 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等に関する対策を推進し、公共の福祉の増進、地域の振興及び安全で快適に暮らせるまちづくりに寄与するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（市の責務）

第 3 条 市は、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

（空家等の所有者等の責務）

第 4 条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国、県又は市が実施する空家等に関する施

策に協力するよう努めなければならない。

(協議会)

第5条 市は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、三次市空家等対策計画策定等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急安全措置)

第6条 市長は、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがあり、かつ、所有者等に措置を講じさせる時間的余裕がないと認めるときは、職員に空家等の敷地に立ち入り、危険を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じさせることができる。

2 前項の規定により、空家等の敷地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置の内容を通知するものとする。ただし、所有者等を確認することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用の全部又は一部を当該空家等の所有者等に請求することができる。

(関係行政機関との連携)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する関係行政機関に対し、法及びこの条例に基づいて講ずる措置に関し必要な情報の提供及び協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の三次市空家等対策の推進に関する条例（平成27年三次市条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市空家等対策の推進に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。